

令和2年度秋～冬学期末試験問題（筆記試験）

試験科目名	刑法基礎 2	教員名（署名）	豊田兼彦
-------	--------	---------	------

〔問 題〕（80点満点）

以下の【事例1】から【事例3】まで読んで、後記【設問1】から【設問3】までについて答えなさい。

【事例1】

甲は、甲が所有する『基本K法Ⅱ各論』（以下「本件図書」という。）を某大学法科大学院の同級生Aに期限を定めて貸与したところ、Aは、期限が来ても本件図書を返さなかった。甲は、Aに対し、数度にわたり強く返却を求めたが、Aは、期限から3週間が経過しても本件図書を返さなかった。そこで、甲は、Aに無断で、自習室のAの机の上にあったAのかばんの中を探り、そこから本件図書を見つけ出し、持ち帰った。

〔設問1〕 【事例1】における甲の罪責について論じなさい。なお、論述に際しては、以下の①及び②の双方に言及し、自らの見解（①及び②で記載した立場に限られない）を根拠とともに示すこと。

- ① 甲に窃盗罪が成立するとの立場からは、どのような説明が考えられるか。
- ② 甲に窃盗罪が成立しないとの立場からは、どのような説明が考えられるか。

【事例2】

甲は、本件図書をAから取り戻したことをめぐり、自習室の狭い通路でAと口論になった。甲は、Aを脅かす目的で、付近の机の上にあったナイフ（刃体の長さ約10センチメートル）を手に取り、Aの眼前で数回振り回したところ、甲の予見に反し、ナイフの刃先がAの顔面に当たった。驚いて後方に倒れたAは、机の角で後頭部を強打して死亡した。

〔設問2〕 【事例2】において、甲がナイフを数回振り回した行為とAの死亡との間に因果関係があることを前提として、甲に傷害致死罪が成立するとするには、どのような説明が考えられるか。傷害致死罪が成立しないとする立場に言及しつつ、論じなさい。

【事例3】

甲は、Aが死亡したと知り、驚きと発覚の恐れから、Aが火災事故で死亡したように偽装しようと考え、自習室の窓の取り外し可能なカーテンにライターで火をつけ、自習室を出た。甲がつけた火によりカーテンが炎上し、人体に有毒なガスが発生するとともに付近の壁が広範囲にわたって剥落したが、他に燃え移る前に鎮火した。

甲がカーテンに火をつけた自習室は、鉄筋コンクリート造 7 階建の研究教育棟（以下「本件建物」という。）の 7 階にあり、本件建物は、他区画へは容易に延焼しない耐火構造になっていたが、状況によっては火勢が他区画へ及ぶおそれが絶対にはいえない構造であった。甲が火をつけたのは日曜日の午後 10 時のことであり、当時、本件建物 1 階の事務室で職員 1 名が業務に従事していたが、この職員と甲の他に本件建物内に人（死者を除く。）はいなかった。

【設問 3】 甲が火をつけた当時、甲に本件建物内に人がいることの未必的な認識があったことを前提として、【事例 3】における甲の罪責について論じなさい。